

## 新潟県立看護大学学則

(平成14年4月1日学則第1号)

改正 平成15年4月21日

改正 平成17年4月1日

改正 平成18年4月1日

改正 平成19年4月1日

改正 平成21年4月1日

改正 平成22年4月1日

改正 平成22年10月1日

改正 平成23年4月1日

改正 平成24年4月1日

改正 平成25年4月1日

改正 平成28年4月1日

改正 平成29年4月1日

### 目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 組織（第3条－第6条）

第3章 職員組織（第7条－第10条）

第4章 教育研究審議会、教授会、運営評議会、委員会及び入試実施本部（第11条－第14条）

第5章 学年、学期及び休業日（第15条－第17条）

第6章 修業年限及び在学年限（第18条・第19条）

第7章 入学（第20条－第28条）

第8章 教育課程及び履修方法等（第29条－第35条）

第9章 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍（第36条－第42条）

第10章 卒業（第43条・第44条）

第11章 賞罰（第45条－第46条の2）

第12章 科目等履修生、研究生、研修生、特別聴講学生、聴講生及び外国人留学生（第47条－第52条）

第13章 授業料、入学料、入学考查料及び入学料（第53条）

第14章 共同研究及び受託研究（第54条）

第15章 福利厚生施設（第55条）

第16章 大学開放（第56条）

第17章 雑則（第57条）

附則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 新潟県立看護大学(以下「本学」という。)は、教育基本法(平成18年法律第120号)及び学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づき、生命の尊厳を基盤とする豊かな人間を醸成し、自己及び他者への深い洞察力をもって自己成長への志向を育むとともに、基礎的・先進的な知識と技術を教授することにより、多様に変化する人々の健康と福祉のニーズに柔軟に応える人材を育成し、「地域に根ざした看護科学の考究」を進めることを目的とする。

### (自己点検評価・外部評価)

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価(以下「自己点検評価」という。)を行い、その結果を公表するものとする。

- 2 自己点検評価の結果について、外部評価を行い、その結果を公表するものとする。
- 3 自己点検評価及び外部評価に関し必要な事項は、別に定める。

## 第2章 組織

### (学部、学科及び定員)

第3条 本学に、看護学部を置く。

- 2 看護学部看護学科を置き、その入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	収容定員
看護学部	看護学科	95人	380人

### (大学院)

第3条の2 本学に、大学院を置く。

- 2 大学院の学則は、別に定める。

### (図書館)

第4条 本学に、図書館を置く。

### (看護研究交流センター)

第5条 本学に、看護研究交流センターを置く。

### (事務局)

第6条 本学に、事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、別に定める。

### 第3章 職員組織

#### (職員)

第7条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及びその他の職員を置く。

#### (各組織の長)

第8条 本学に、学長のほか、看護学部長、図書館長、看護研究交流センター長及び事務局長を置く。

2 前項のほか、本学に、副学長を置く。

#### (臨床教員)

第9条 臨床教育の指導体制の充実を図るため、臨床実習等において指導的援助を受けるため特に必要な場合、臨床教員を委嘱する。

2 臨床教員に関する事項は、別に定める。

#### (学長等の職務)

第10条 学長は、本学の最高責任者として、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

2 副学長は、本学の教員をもって充て、学長の職務を助け本学の教員人事及び評価に関する事項を掌理する。

3 看護学部長は、本学の教授をもって充て、教務、学生の厚生補導及び就職指導並びに入学試験に関する事項を掌理する。

4 図書館長は、本学の教授をもって充て、図書館運営に関する事項を掌理する。

5 看護研究交流センター長は、本学の教授又は准教授をもって充て、看護研究交流センターの地域連携、研究及び広報その他の運営に関する事項を掌理する。

6 事務局長は、事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

7 第2項から第5項までに規定する者の選考、任期その他必要な事項については、別に定める。

### 第4章 教育研究審議会、教授会、運営評議会、委員会及び、入試実施本部

#### (教育研究審議会)

第11条 本学に、教育研究に関する重要事項を審議するため、教育研究審議会を置く。

2 教育研究審議会に関し必要な事項は、別に定める。

#### (教授会)

第12条 本学に、教授会を置く。

2 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

(運営評議会)

第12条の2 本学に大学の教育・研究並びに大学運営全般について審議する運営評議会を置く。

2 運営評議会は、学長、副学長、看護学部長、図書館長、看護研究交流センター長、新潟県立看護大学大学院学則第6条に規定する研究科長、事務局長及び事務局次長をもって組織する。

(運営委員会及び特別委員会)

第13条 本学に、教育研究審議会の付託を受けて、大学運営に関する専門的事項を検討するため、運営委員会を置く。

2 前項に定める委員会のほか、特別な事項を検討するため、学長の直属機関として、特別委員会を置く。

3 第1項及び第2項に定める委員会の設置及び運営に関し、必要な事項は、別に定める。

(入試実施本部)

第14条 学生の入学及び第23条に規定する入学者の選考に関する重要事項を審議・検討するため、新潟県立看護大学入試実施本部（以下「本部」という。）を設置することとし、本部の組織及び運営に関し必要な事項は別に定める。

## 第5章 学年、学期及び休業日

(学年)

第15条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第16条 学年を次の2期に分ける。

(1) 前期 4月1日から9月30日まで

(2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第17条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する日

(3) 開学記念日

- (4) 春季休業日
- (5) 夏季休業日
- (6) 冬季休業日

2 前項第4号から第6号までに規定する休業日は、一年を通じ18週以内で学長が定めた日とする。

3 学長は、第1項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、臨時に休業日を設定、又は休業日を変更し、若しくは休業日に授業を行うことができる。

## 第6章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第18条 本学の修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第19条 学生は、8年を超えて在学することができない。ただし、第26条又は第27条の規定により入学した学生は、第28条の規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

## 第7章 入学

(入学の時期)

第20条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、第26条又は第27条の規定により入学する場合及び特別の必要があり、かつ教育上支障がない場合は、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第21条 本学に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条第4号の規定により文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検

定規程（昭和26年文部省令第13号。以下「旧規程」という。）による大学入学資格検定（以下「旧検定」という。）に合格した者を含む。）

(7) 専修学校の高等課程（修了年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(8) 前各号に定めるもののほか、本学において個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると学長が認めた者で、18歳に達した者

（入学志願の手続）

第22条 本学に入学を志願する者は、指定の期日までに、入学願書に所定の書類及び入学考査料を添えて学長に提出しなければならない。

（入学者の選考）

第23条 前条の入学を志願する者に対して、選考を行う。

2 入学者の選考は、一般入学試験、推薦入学試験及び社会人入学試験により行う。

3 入学者の選考に関し必要な事項は、別に定める。

（入学手続及び入学許可）

第24条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者については、入学を許可する。

第25条 削除

（転入学）

第26条 学長は、他の看護系大学に在学している者で、本学への転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上教授会の議を経て、入学を許可することができる。

（再入学）

第27条 学長は、本学に再入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、教授会の議を経て、相当年次に入学を許可することができる。

（転入学等の取扱い）

第28条 前2条の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数等については、学長が決定する。

第8章 教育課程及び履修方法等

(教育課程の編成方法)

第29条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由選択科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

2 授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

(単位の計算方法)

第30条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により算定するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間又は30時間をもって1単位とする。

(2) 実習及び実技については、30時間又は45時間をもって1単位とする。

(単位の授与)

第31条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与えるものとする。

(成績の評価)

第32条 授業科目の成績の評価は、A、B、C、D及びFの評語をもって表し、A、B、C及びDを合格とする。

2 評価方法等については、別途学長が定めるものとする。

(他大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第33条 学長が、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学（以下「大学等」という。）との協議に基づき、学生が当該他の大学等において履修した授業科目について習得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(入学前の既習得単位等の認定)

第34条 学長が、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に他の大学等における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修として修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて60単位を超えないものとする。

(履修規程)

第35条 この章に定めるもののほか、授業科目の種類、単位数、履修方法等については学長が別に定める履修規程の定めるところによる。

第9章 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍

(休学)

第36条 疾病その他特別の理由により、引き続き2月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 疾病のため休学を願い出る者は、医師の診断書を提出しなければならない。
- 3 学長は、疾病のため修学することが適当でない認められる者に対して、教授会の議を経て、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第37条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、学長の許可を得て、1年を限度として休学期間を延長することができる。

- 2 休学期間は、通算して4年を超えることができない。
- 3 休学期間は、第19条に定める在学年限に算入しない。

(復学)

第38条 休学した者は、休学期間が満了したとき、又は休学期間中にその理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

- 2 疾病のため休学した者が復学しようとするときは、医師の診断書を添付して願い出なければならない。

(転学)

第39条 他の大学等への入学又は転学を志願しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第40条 外国の大学等に留学することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

- 2 前項の規定により留学した期間を第19条に定める在学年限に含めることができる。

(退学)

第41条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第42条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者がいるときは、教授会の議を経て除籍することができる。

- (1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第19条に定める在学年限を超えた者
- (3) 第37条第2項の規定による休学期間を超えて、なお、復学することができない者
- (4) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

## 第10章 卒業

### (卒業)

第43条 学長は、4年（第26条又は第27条の規定により入学した者については、第28条により定められた在学すべき年数）以上在学し、履修規程に基づく卒業所要単位数以上を修得した者に対して、卒業を認定する。

2 学長は、前項の規定により卒業を認定した者に対して、卒業証書・学位記を授与する。

### (学位)

第44条 学長は、前条第1項の規定により卒業を認定した者に対して、学士（看護学）の学位を授与する。

2 学位の授与に関し必要な事項は、学長が別に定める。

## 第11章 賞罰

### (表彰)

第45条 学長は、表彰に値する行為があった学生に対して、教授会の議を経て表彰することができる。

### (懲戒)

第46条 学長は、学則その他学生に関する諸規程に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者に対して、教授会の議を経て、懲戒することができる。

2 懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うことができる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由なくして出席常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

### (委任)

第46条の2 前二条に関し必要な事項は、学長が別に定める。

## 第12章 科目等履修生、研究生、研修生、特別聴講学生、聴講生及び外国人留学生

### (科目等履修生)

第47条 学長は、本学において、特定の授業科目を履修することを志願する者がいるときは本学の教育研究に支障のない範囲において、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 学長は、科目等履修生に対し、単位を与えることができる。

(研究生)

第48条 学長は、本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、本学の教育研究に支障のない範囲において、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生となることを志願することができる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると学長が認めた者とする。

(研修生)

第49条 学長は、大学その他の団体からその所属する職員に特定の専門事項について研修させるため、本学に派遣の申し出のあるときは、本学の教育研究に支障のない範囲において選考のうえ、研修生として受け入れることができる。

(特別聴講学生)

第50条 学長は、他の大学の学生で、本学において、特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

(聴講生)

第50条の2 学長は、本学において、特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、本学の教育研究に支障がない場合に限り、選考の上、聴講生として入学を許可することができる。

(外国人留学生)

第51条 学長は、外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

(その他委任)

第52条 科目等履修生、研究生、研修生、特別聴講生及び外国人留学生に関する必要な事項については、第47条から第51条に定めるほか、学長が別に定める。

## 第13章 授業料、入学検査料及び入学料

(授業料等)

第53条 授業料、入学検査料及び入学料の額、徴収方法、及び納付の減免又は徴収の猶予に関し必要な事項は、別に定める。

## 第14章 共同研究及び受託研究

(共同研究及び受託研究)

第54条 教職員は、本学の学術研究に資するため、学長の承認を得て、民間会社、地方公共団体、その他の法人（以下「民間会社等」という。）の研究者と共同研究及び民間会社等からの受託研究を行うことができる。

2 共同研究及び受託研究に関し必要な事項は、別に定める。

## 第15章 福利厚生施設

(福利厚生施設)

第55条 本学に、学生及び教職員の福利厚生を図るために必要な施設を置く。

2 前項の施設管理に関し必要な事項は、別に定める。

## 第16章 大学開放

(大学開放)

第56条 学長は、地域社会と連携した開かれた大学とするため、必要に応じ、公開講座の開設その他の大学開放の事業を行うことができる。

2 大学開放に関し必要な事項については、学長が別に定める。

## 第17章 雑則

(雑則)

第57条 この学則に定めるもののほか、この学則の施行に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第22条から第24条までの規定は、平成14年1月1日から適用する。
- 2 第25条第1項に定める編入学については、平成17年4月1日から開設することとする。
- 3 平成14年度から平成16年度までの各年度における収容定員は、第3条第2項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。

区 分	平成14年度	平成15年度	平成16年度
収容定員	90人	180人	270人

附 則

この学則は、平成15年4月21日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第13章の規定の改正については平成16年10月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年1月15日教授会）

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第37条第2項の規定については、平成25年4月1日入学の3年次編入生から適用する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、平成28年度以前に編入学した者に係る、在学年限、入学前の既修得単位等の取扱い、在学すべき年数、休学期間及び卒業認定等については、なお従前の例による。